第六条の十二第一項中「第三項第一号並びに」の下に「法」を、「第九十条の三第一項第一号」の下に「並びに第十一条の十第三号」を加える。

第六条の十三、第七条及び第八条第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第九条第一項中「第二号被保険者」を「法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者（以下「第二号被保険者」という。）」に改める。

第十条第二項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十一条第一項中「社会保険事務所長（同項に規定する権限を地方社会保険事務局長が行う場合にあつては、地方社会保険事務局長）」を「機構」に改める。

第十一条の四第二項から第四項まで及び第六項中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十一条の六の次に次の一条を加える。

（基礎年金番号の利用制限等に関する住民基本台帳法の規定の技術的読替え）

第十一条の六の二　法第百八条の四の規定により住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十二第一項、第二項及び第四項、第三十条の四十三並びに第三十四条の二の規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条の四十二第一項	この法律に規定する事務又はその処理するこの事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの	国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務
	当該市町村の住民以外の者に係る住民票に記載された住民票コード	その者又はその者以外の者に係る基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。以下この条において同じ。）
第三十条の四十二第二項	この法律に規定する事務又はその処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの	国民年金法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関する事務又は当該事業に関連する事務
	住民票に記載された住民票コード	基礎年金番号
第三十条の四十二第四項	その処理する事務であつてこの法律の定めるところにより当該事務の処理に関し本人確認情報の提供を求めることができることとされているもの	同法第十四条に規定する政府管掌年金事業の運営に関連する事務又は当該事業に関連する事務（当該厚生労働省令で定める者のうち、厚生労働省令で定めるところにより同法第十四条に規定する政府管掌年金事業に関連する事務）
	住民票に記載された住民票コード	基礎年金番号
第三十条の四十三第一項	市町村長その他の市町村の執行機関、都道府県知事その他の都道府県の執行機関、指定情報処理機関又は別表第一の上欄に掲げる国の機関若しくは法人	厚生労働大臣、日本年金機構、市町村長又は国民年金法第百八条の四の規定により読み替えて準用する前条第四項に規定する厚生労働省令で定める者
	市町村長等	厚生労働大臣等

	自己と同一の世帯に属する者以外の者（以下この条において「第三者」という。）	他人
	当該第三者	当該他人
	住民票に記載された住民票コード	同条に規定する基礎年金番号
第三十条の四十三第二項	市町村長等	厚生労働大臣等
	第三者	他人
	住民票に記載された住民票コード	同条に規定する基礎年金番号
第三十条の四十三第三項	市町村長等	厚生労働大臣等
	、住民票コード	、同条に規定する基礎年金番号
	第三者	他人
	住民票に記載された住民票コード	同条に規定する基礎年金番号
	当該住民票コード	当該基礎年金番号
第三十条の四十三第四項	前二項	国民年金法第百八条の四の規定により読み替えて準用する前二項
第三十条の四十三第五項	前項	国民年金法第百八条の四の規定により読み替えて準用する前項
	都道府県の審議会の意見を聴いて、その者	その者
第三十四条の二第一項	第三十条の四十三第四項又は第五項の規定による措置	国民年金法第百八条の四の規定により読み替えて準用する第三十条の四十三第四項又は第五項に規定する措置
	同条第二項又は第三項	同法第百八条の四の規定により読み替えて準用する第三十条の四十三第二項又は第三項
第三十四条の二第二項	前項	国民年金法第百八条の四の規定により読み替えて準用する前項
第三十四条の二第三項	第一項	国民年金法第百八条の四の規定により読み替えて準用する第一項

第十一条の九の次に次の九条を加える。

（法第百九条の五第一項に規定する政令で定める事情）

第十一条の十　法第百九条の五第一項に規定する政令で定める事情は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　納付義務者が厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納していること。

二　納付義務者が法第百九条の五第一項に規定する滞納処分等その他の処分（以下「滞納処分等その他の処分」という。）の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあること。